

令和三年 第一回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和三年第一回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、医療従事者の皆さまには、自らの感染を顧みず、現在、新型コロナウイルスの感染者を救うため、昼夜を分かたず、最前線で懸命にご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝と敬意の念を表させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年末からの第三波の到来により、全国において急激な感染拡大を引き起こし、強い危機感を抱かざるを得ない状態が続いておりますが、国における緊急事態宣言の再発令後、飲食業の時短営業などの取り組みにより、また、多くの国民の協力により、一日における新規感染者の数は、全体として減少傾向にあります。

しかしながら、一部の医療現場では、依然として逼迫した状態が続いていることは大変危惧されるところであり、新しい生活様式の実践、定着を強く図るとともに、一人ひとりが継続した感染防止対策を徹底して講ずる必要があります。

感染収束に向け早期の実施が期待されます新型コロナウイルス『ワクチン接種』につきましては、令和三年度の最優先課題として、対策本部内に「ワクチン接種対策部」を設置し、現在、国、山梨県及び医療関係機関と綿密に連携を図る中で、医師及び看護師や会場の確保、高齢者等への対応、接種方法の検証など、円滑な実施体制の構築を、鋭意進めているところであります。

四月から国の方針に基づき、六十五歳以上の高齢者から接種を始め、基礎疾患を有する方、高齢者福祉施設の職員など、順次、今後の国からのワクチン供給量を勘案しつつ、確実な接種に努めてまいります。

また、市民の皆さまが、より安心してワクチン接種を受けられますよう、国や山梨県からワクチンの安全性や有効性などについて情報収集に努め、迅速に情報提供するとともに、集団接種の予約に対応するため、「ワクチン接種予約コールセンター」を設置するなど、本市としましても、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を成し遂げるため、安全かつスピーディーにワクチン接種を実施できる体制づくりに、全力を挙げ取り組んでおります。

さて、今年度を振り返りますと、新型コロナウイルスの国内初感染の確認以降、様々な事業の縮小や延期を余儀なくされ、感染拡大防止対策に日々傾注する一年となりました。

本市におきましても、市独自の支援策としまして、子育て世帯を支援する「臨時特別給付金支給事業」、市内中小規模事業者の事業継続を支援する「事業者持続化給付金給付事業」や、宿泊及び旅客運送事業者の事業継続と感染防止対策を支援する「宿泊・旅客運送事業者支援金給付事業」、地域経済の回復を後押しする「地域経済消費喚起事業（南アルプス元気券）」、新生児の健やかな成長と保護者の皆さまを応援する「新生児特別定額給付金事業」など、総額三十億円余りの感染症対策費を執行し、市政を預かる者として、市民の生命と財産を守るための施策を、先頭に立ち鋭意断行してきたところであります。

新年度におきましても、市民の皆さまの安全、安心の確保を最優先に、感染拡大防止対策と社会経済活動の双方を着実に両立させていくため、ワクチン接種による社会状況を的確に把握する中で、必要な対策につきましては、躊躇なく、スピード感を持って、実施してまいる所存であります。

続きまして、本定例会における議案の説明に先立ち、これからの市政運営の取り組みにつきまして、ご説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、新年度における重点事業について、ご説明申し上げます。

先ず、一点目は、『シティプロモーション事業の推進』についてであります。

多くの地方自治体において、首都圏への人口流出、出生率の伸び悩みなど、社会的背景による人口減少と少子高齢化の進行により、将来的な地域経済の縮小や地域活動の衰退などが懸念される重要な課題となっております。

本市では、この対策のひとつとして、シビックプライドの醸成、移住定住の促進、観光振興の推進を柱に、シティプロモーション戦略を策定し、移住定住及び交流人口等の拡大を目指した取り組みを進めてまいります。

シティプロモーション事業は、市民の皆さまに積極的に参画していただくことが重要であり、市全体が一体となり「地域の魅力づくり」と「情報発信」を効果的に実施することで、

郷土愛が醸成され、多くのファンが生まれ、まちの賑わいが創出されるよう取り組んでまいります。

まずは、本市を「知ってもらい」「訪れてもらう」ことに注力する中で、「行きたいまち、住みたいまち」に選んでいただけるよう推進してまいります。

二点目としまして、『観光の振興』についてであります。令和三年度の中部横断自動車道の静岡方面への全線開通を見据え、旬の果実を通じた観光PRを、東海・中京圏において、さらに強化、拡充するとともに、長野県方面に向けても拡大してまいります。

本年度から実施してまいりました「バイ・ふじのくに」交流事業等を通じて、新たに交流の始まった沼津市とは、相互の市で利用可能な交流クーポン券などを発行し、経済交流を図る施策を積極的に展開してまいります。

次に、「エコパ伊奈ヶ湖基本方針策定事業」についてであります。

エコパ伊奈ヶ湖につきましては、ユネスコエコパーク緩衝地域の拠点であり、市内外の皆さまに、緑あふれる自然の中

で、学び楽しむエリアとして、また、気軽に訪れていただける魅力ある施設として、今後の整備や適正な運営方法等について、十分に検討してまいります。

三点目としまして、『南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業』についてであります

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、公募の開始を見合わせております。

今後の社会情勢、破産手続きの状況等も踏まえながら、公募の開始時期を総合的に判断してまいります。

一方で、南アルプスインターチェンジ周辺は、多様な土地利用が見込まれる地域であり、まちの将来を見据えた土地の高度利用を検討するため、現状把握と発展の可能性を調査しております。今後も、更なる調査や土地利用の方向性の検討を、引き続き進めてまいります。

四点目としまして、『土地利用方針』についてであります。

これまで庁内の関係課によるワーキングや先進地視察等を実施し、検討してまいりましたが、各担当が個別に、部門

別計画を管理、運用する現状では、複雑、高度化する課題に十分な対応が出来ないため、適正な土地利用に関する庁内連携の体制強化に向けた協議を引き続き重ねるとともに、より具体的な検討を進めてまいります。

最後に、五点目としまして、『組織の見直し』についてであります。

喫緊に取り組まなければならない事案等に対応するため、組織の一部につきまして、見直しを実施いたします。

はじめに、「ふるさと振興室」の設置についてであります。本市へのふるさと納税は、非常に多くの方々からご寄附をいただいているところであり、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。

ふるさと納税の寄附金につきましては、市政運営における貴重な自主財源でありますので、更に本事業を強力に推進するため、ふるさと納税に係わる返礼品等の開発業務を主な所掌とする「ふるさと振興室」を設置いたします。

次に、「シテイプロモーション担当」の設置についてであります。

シテイプロモーション戦略に基づき、事業を着実に実施するため、現在の秘書課広聴広報担当をシテイプロモーション担当として体制強化し、重点的に展開してまいります。

次に、「デジタル化推進担当」の設置についてであります。

コロナ禍の影響により、テレワークをはじめとするデジタル化への移行が急速に進んでおり、国においても九月には「デジタル庁」が創設される見込みであります。

本市におきましても、行政のデジタル化に即応できる体制づくりのための担当として、管財課情報システム担当をデジタル化推進担当とし、併せて地域BWAの導入につきましても、積極的に取り組んでまいります。

次に、「マイナンバーカード担当」の設置についてであります。

新しい生活様式や行政のデジタル化に対応するためには、マイナンバーカード登録を奨励し、普及率を向上させていくことが大きな課題となっております。本市におきましては、従前の住民基本台帳カードの兼ね合いにより、マイナンバーカードの普及率が伸び悩んでいる現状があるため、マイナンバーカードに関する業務を集約した担当を、戸籍市民課に新

たに設置し、より一層の普及促進を図ってまいります。

次に、「企業局の組織見直し」についてであります。

令和三年四月一日から料金課業務を外部委託するとともに、企業局内の組織全体を再編成し、より効率的な業務体制を構築し、市民サービスの向上に繋げてまいります。

次に、「交通政策室」についてであります。

平成二十六年度に交通政策室を設置し、コミュニティバスの運行をはじめとする交通施策に取り組み、利用者の要望に応える中で、路線の増加やダイヤの改正などを実施し、利用者の増加に努めてまいりました。

コミュニティバスの利用者数は、平成二十七年度の二万四千三百四十人から令和元年度は四万九千五百七十二人となり、年々増加している状況であり、当初の目的であるコミュニティバスの運行の基盤は築けたものと判断し、交通政策室を廃止することといたします。

コミュニティバス、高齢者タクシー券に関する業務については市民活動支援課に、リニア中央新幹線政策に関する業務は政策推進課に、リニア中央新幹線用地に関する業務は道路整備課に移管し、連携を図る中で対応してまいります。

続きまして、公約に掲げた「五つの柱」に沿った、新年度の新たな取り組みにつきました、ご説明申し上げます。

先ず、一点目は、『子育て支援のさらなる推進』についてであります。

はじめに、「結婚新生活支援事業」についてであります。本事業は、令和三年度の新規事業として、新婚世帯に対し、新生活のスタートに必要な費用のうち、住宅取得費、賃貸費用、引っ越し費用を支援する事業であります。

平成二十八年度に事業を実施しましたが、少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを一層推進するため、改めて事業内容を見直し、実施してまいります。

次に、「子ども医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業」についてであります。

これまで、助成の対象外となっておりました入院時の食事を、新たに助成の対象とし、子育て支援の更なる充実を図ってまいります。

次に、「若草保育所新築整備事業」についてであります。

若草保育所につきましては、児童の増加により、保育室が

不足し、数年前より遊戯室をパーティションで二つに分け、年長児の二クラスが使用している現状であります。

また、築後四十年以上を経過しており、施設の老朽化が著しく、早急な改善が必要であるため、若草支所敷地内を建設候補地として、新たな園舎の建て替え工事に係る設計業務を実施してまいります。

次に、「若草小学校改築事業」についてであります。

若草小学校の校舎は、竣工から約五十年が経過し、老朽化が著しく、耐力度の数値が国で定める基準を満たしていないことから、長寿命化改修ではなく改築することといたします。

今後の人口推移予測や少人数学級導入への対応、社会情勢を踏まえた中で、校舎の規模や工法、学校全体における配置等を慎重に検討する必要があることから、令和三年度に基本計画を策定し、事業を進めてまいります。

二点目としまして、『健康・長寿のまちづくり』についてであります。

健康わくわくウォークは、令和三年度に、約千五百人の参加者を見込んでおります。

今後、継続した健康づくりにより、市民の皆さまの健康増進はもとより、健康寿命の延伸により、医療費の抑制による財政の健全化に繋がってまいります。

次に、「協議体活動費交付事業」についてであります。

「ひとり暮らしになっても、住み慣れた地域で、安心して生活できる環境」を目指して、現在、地域支えあい協議体の設置に、鋭意取り組んでいるところであります。

特に、自治会圏域での地域の課題解決に向けて、活動する第三層協議体は、この活動の要でありますので、令和三年度から協議体に活動費を交付し、自治会との連携や活動しやすい環境づくりを支援してまいります。

次に、「生活困窮者自立支援事業」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、生活困窮者等への相談支援の充実や、住居確保給付金等の支給支援を拡充し、生活保護に至る前の段階での、自立に向けた支援策を講じてまいります。

三点目としまして、『南アルプスユネスコエコパーク事業の推進』についてであります。

令和三年度におきましては、未来を担う子ども世代が、ユネスコエコパークを身近に感じ、理解するための取り組みとして、市内小学生を対象とした専門ガイドによる自然体験プログラムなど、エコパ伊奈ヶ湖における体験の機会を増やしてまいります。

住むまちの自然資源や地域資源を「見て、学び、感じる」ことにより、地域への興味や関心を深め、ユネスコエコパークの認知度向上や、郷土愛の醸成に繋げてまいります。

また、ふるさと〇〇博物館事業も五年目を迎え、インターネット上で公開されているデジタルアーカイブに登録された歴史的資産は、六百件を超えており、調査成果は、ふるさと文化伝承館での展示室にも活用されており、更なる資源の掘り起こしと情報の発信を継続してまいります。

また、国指定史跡「御勅使川旧堤防」の整備事業にも取り組んでまいります。

令和三年度は、「榊形堤防」の整備から実施し、市内外からこの史跡を訪れる方々が、その本質的価値を、安全に分かり易く体感でき、本市の歴史的個性を、より多くの方に知っていただくことが出来るよう進めてまいります。

次に、「広河原山荘改築事業」についてであります。

令和二年度第二期工事は、林道冬期閉鎖前の十二月末時点において、進捗率は、四十二パーセントとなっております。

令和三年四月中旬より第三期工事に着手し、順調に進捗しますと、九月下旬までには完成することとなり、令和四年六月下旬の開山祭でのオープンを予定しております。

四点目としまして、『豊かで活力あるまちづくり』についてであります。

はじめに、「国土強靱化地域計画」についてであります。現在、パブリックコメントを募集しており、この結果を十分に踏まえ、今年度末に策定する予定であります。

新鏡中条橋の整備につきましては、広域連携防災対策強化の交通ネットワークとし、山梨県が中心となり関係市町との検討会を今年度中に設置し、協議することとなっております。

また、横川樋門改修につきましても、国、山梨県と連携を図りながら着実に進めてまいります。

次に、「災害時等における相互協力に関する協定書」についてであります。

本協定は、本年一月に、本市と山梨トヨタグループ五社との間で締結し、災害時において、本市が山梨トヨタグループに協力要請することで、避難生活等に寄与するためのPHV車両やその他の資機材の貸与、及び一時避難場所や支援助物資の集積場所として、施設の提供を受けることのできる内容となっております。

次に、「モモせん孔細菌病防除対策」についてであります。令和元年、二年とモモのせん孔細菌病被害が拡大していることを受け、せん孔細菌病の継続的防除を更に強化し、特産物であるモモの生産安定を積極的に支援するため、薬剤防除経費の一部を支援してまいります。

次に、「遊休農地活用支援事業」についてであります。農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、不在地主による荒廃農地の増加は、本市にとって大きな課題であります。

農地の流動化を促進し、有効利用を図るため、二年以上耕作をされず、かつ、将来においても不耕作状態が想定される農地について、所有権移転又は五年以上の利用権を設定した方に、奨励補助金の交付を継続してまいります。

また、農地中間管理機構に対して、農地を貸付した農業者

等に協力金を支援し、担い手への農地の集積や集約を積極的に図ってまいります。

次に、「環境基本計画」についてであります。

平成二十二年度に策定された一次計画の検証等を踏まえ、環境施策との整合性を図る中で、「第二次南アルプス市環境基本計画」を策定いたします。

本市の環境の現状を踏まえ、様々な環境保全施策を推進することにより、良好で快適な南アルプス市を実現し、継承することを目指しております。

今後も、計画に基づき、市民、事業者及び行政が一体となり、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、五点目としまして、『行財政改革のさらなる推進』についてであります。

これまで、合併特例期間の終了後における、地方交付税の大幅な減額に備え、財政の健全化に計画的に、鋭意取り組んでまいりました。

南アルプス市が「安全、安心で、住みやすいまち」であると実感していただけるよう、必要性の高い事業を、迅速かつ

積極的に実施するとともに、市民の皆さまに寄り添い、身近な支援に、更に注力して取り組んでまいります。

次に、「公共施設再配置」についてであります。

現在の長引くコロナ禍において、社会生活や、経済情勢が根底から大きく変化していることから、中期的な公共施設再配置方針を明確にしていく必要があると考えております。

特に、大きな影響を受けている温泉施設を中心に、今後の運営方針等を検討してまいります。

市民の皆さまとお約束した公約の実現に向けて、ご理解とご協力をいただく中で、一つひとつ着実に前へ進めるべく、意を傾注してまいりました。

令和三年度は、私の任期後半に入りますが、これまでも信条としておりました「市民目線」で、市民に寄り添った市政運営に取り組み、市民の生活と財産、地域経済を守り、将来に向かって市民の皆さまが安全で、安心して暮らすことのできる南アルプス市を築いていくため、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第一回定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分につき承認を求める案一件、条例案二十件、予算案二十四件、連携協約の締結案一件、市道路線に関する案三件、同意案一件、合わせて五十件であります。

はじめに、承認第一号、「令和二年度南アルプス市一般会計補正予算（第十二号）の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、ワクチン接種を円滑に実施するための準備経費等について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和三年二月一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第一号、「南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例の制定について」であります。

この案につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する

る法律第十四条第二項に規定する成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議する機関を置く必要があることから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第二号、「南アルプス市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定について」であります。

この案につきましては、南アルプス市分担金徴収条例に基づく事業の見直しに伴い、新たに農地等災害復旧事業を対象とした条例を制定する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第三号、「南アルプス市教育振興プラン策定委員会条例の制定について」であります。

この案につきましては、南アルプス市教育大綱の実行計画である南アルプス市教育振興プランを策定するに当たり、必要な事項を審議する機関を置く必要があることから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第四号、「南アルプス市行政組織条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、喫緊の事案に対応するため、一部組織の見直しを実施する必要があることから、本条例の一部

を改正するものであります。

次に、議案第五号、「南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」から、議案第七号、「南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」までであります。

これらの案につきましては、十八歳までの子ども及び重度心身障害児並びにひとり親家庭の児童又は児童の父若しくは母の入院時食事療養費を助成するため、及び医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者資格について、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第八号、「南アルプス市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格の要件として「指定都市及び中核市の長が行う研修を修了したもの」とする規定が追加されたこと

から、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第九号、「南アルプス市介護保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う介護保険料の所得段階の判定に係る所要の見直し、及び第八期南アルプス市介護保険事業計画における第一号被保険者の保険料について、見直す必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十号、「南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準の規定に基づく本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十一号、「南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準の規定に基づく本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十二号、「南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準の規定に基づく本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十三号、「南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防

サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準の規定に基づく本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十四号、「南アルプス市山梨県北岳山荘の管理に関する条例の一部改正について」、及び議案第十五号、

「南アルプス市山荘条例の一部改正について」であります。

これらの案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、利用者の人数を制限することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十六号、「南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、災害等の理由がある場合に、使用料の減免について規定する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十七号、「南アルプス市南アルプス温泉ロτζジ周辺関連施設条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、既存施設に合わせた名称により規

定するとともに、施設の用途の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十八号、「南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、テントサイトの効率的な活用を図るため、これまでの使用料に加え、区画使用料を設定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十九号、「南アルプス市社会体育施設条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、リニア中央新幹線建設工事による、南アルプス市甲西市民総合グラウンドの機能回復工事に伴う利用の中止、及び南アルプス市鏡中條体育館の指定管理の指定を停止する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第二十号、「南アルプス市分担金徴収条例の廃止について」であります。

この案につきましては、本条例に規定する施設及び事務の廃止に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、四特別会計及び一企業会計の、合わせて六会計であります。

先ず、議案第二十一号、「令和二年度南アルプス市一般会計補正予算（第十三号）」について、ご説明申し上げます。

補正額を一億六千七百九十五万八千円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、四百六億三千五百八万七千円とするものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

はじめに、「若者世帯定住支援奨励金事業」として、市内へ定住する若者世帯から、見込みを大きく上回る申請があったため、三百五十万円を計上しております。

次に、「介護給付・訓練等給付事業（障害者自立支援）」及び「障害児通所等給付事業」として、サービス利用者の増加により、合わせて二千五百二十万円を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う市内の医療及び介護サービス等の確保と、ワクチン接種の円滑な実施を図るた

め「新型コロナウイルス感染症に伴う医療介護対策事業」として、一億三千五百七十万円を計上しております。

次に、都市公園の施設の長寿命化を行う「都市公園長寿命化改修事業」につきまして、社会資本整備総合交付金の追加交付により、次年度事業分を前倒して実施するため、二千七百六十七万円を計上しております。

次に、「小学校管理費」として、芦安小学校が公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団主催の「第十九回トム・ソーヤスクール企画コンテスト」において優秀賞に選定され、五十万円の副賞を受けたことに伴い、その副賞を活用し、芦安小学校の備品を購入する経費として、五十万円を計上しております。

次に、公債費の負担軽減を図るため、市債の繰上償還金として、二億七千七百二十万八千円を、また、事業費等の確定や精算に伴う予算の調整、及び特別会計への繰出金などについて計上しております。

これらの事業の財源としましては、市税、国、県支出金、寄附金、繰越金、市債等を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。
はじめに、議案第二十二号「令和二年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）」について、ご説明申し上げます。

高額療養費の申請手続き簡素化に伴うシステム改修費及び国民健康保険財政調整基金積立金として、合わせて七千四百十万円を計上しております。

次に、議案第二十三号、「令和二年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計補正予算（第四号）」について、ご説明申し上げます。

高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修費の増額及び保険基盤安定負担金の確定に伴う減額により、合わせて四百十萬八千円を減額しております。

次に、議案第二十四号「令和二年度南アルプス市介護保険特別会計補正予算（第五号）」について、ご説明申し上げます。

サービス利用者数が少なかったことによる地域支援事業費の減少等により、二千三百三十六万六千円を減額しております。

次に、議案第二十五号「令和二年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計補正予算（第四号）」について、ご説明申し上げます。

北岳山荘財政調整基金への積立てにより、二千円を計上しております。

次に、企業会計補正予算案について、ご説明申し上げます。議案第二十六号、「令和二年度南アルプス市下水道事業会計補正予算（第三号）」について、ご説明申し上げます。

国の補正予算第三号における次年度事業分の前倒しに伴い、地震対策として白根巨摩中学校にマンホールトイレを設置する工事費、及び地震対策整備計画策定業務委託に係る経費として、二千三百五十一万五千円を計上しております。

以上で、令和二年度の補正予算案についての説明を終わります。

続きまして、令和三年度当初予算案について、ご説明申し上げます。

提出いたしました新年度予算案は、一般会計のほか十四の

特別会計、三つの企業会計、合わせて十八会計であります。

新年度予算案は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立とともに、生活様式など大きく変化が求められている中、総合計画に掲げる市の将来像「自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス」の実現に向け、令和三年度南アルプス市行政経営方針に位置付けた五つの重点施策を中心に、三十三施策の着実な推進を図るべく、限られた財源の中で、最大の効果を発揮するための予算案となっております。

はじめに、議案第二十七号、「令和三年度南アルプス市一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、二百九十六億六千八十八万三千円とするものであります。

歳出の主なものにつきまして、政策体系別にご説明申し上げます。

先ず、『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』についてであります。

「消防本部特殊車両整備事業」として、中高層建築物での消火活動や人命救助活動に対応する屈折はしご付消防自動車を峡南広域行政組合消防本部と共同で更新する経費として、一億五千四百八十六万四千円を計上しております。

併せて、「消防団ポンプ車等購入事業」として、消防団ポンプ車更新計画に基づき、白根分団第五部及び若草分団第六部に普通自動車運転免許で運転可能な車両を整備する経費として、四千百三十万二千元を計上しております。

また、南湖地区の浸水対策として、山梨県による一級河川横川伏越施設の改修が決定したことに伴い、本市が管理する支線排水路の改修に係る詳細設計費用として、一千五百万円を計上し、国、山梨県と協力し、南湖地区の浸水対策に取り組んでまいります。

このほか、「エコライフ促進事業」として、新エネルギーの利用促進を図るため、地球温暖化対策機器の設置者に対する補助金として、三百十四万円を計上しております。

次に、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

子育て世帯の負担を軽減させる新たな支援策として、十八歳以下の子ども及びひとり親家庭の親を対象に、入院時食事代の助成として、三百八十九千円を計上しております。

保育・幼児教育の充実として、小学校から遠距離にある八田児童クラブを、八田小学校敷地内に新設するための経費として、一億一千七百五十七万五千円を計上しております。

また、若草保育所の新築工事の設計に係る経費として、二千六百八十四万円を計上しております。

「新型コロナウイルス感染症対策事業」では、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、ワクチン接種体制を整備し、円滑に実施するための経費として、四億三千三百四十万五千円を計上しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「シテイプロモーション事業」の経費として、四千四百五十二万四千円を計上しております。

「南アルプスIC新産業拠点整備事業」については、企業誘致や許認可手続き、基盤整備に必要な経費として、一億八

百二十四万三千円を計上しております。

また、「南アルプスIC周辺整備事業」では、交通利便性に優れ、地域経済の牽引に繋がる可能性の高い南アルプスIC周辺エリアについて、土地利用方針の調査研究に係る経費として、二千五百九十四万六千円を計上しております。

次に、「中高年の新規就農者支援事業」につきましては、高齢化等による担い手不足の解消や、遊休農地等の活用対策として、五十歳から六十五歳未満の新規就農希望者を対象に、就農直後の経営確立を支援する経費として、六百万円を計上しております。

次に、「エコパ伊奈ヶ湖整備計画」につきましては、現状の把握やマーケティング調査、実施運営方法の検討を含めた事業計画策定に係る経費として、三千九百五十二万三千円を計上し、令和五年度のグラントオープンに向けて、取り組んでまいります。

その他、「道路新設改良事業（補助）」につきましては、山寺地区の市道楡形十八号線の道路改良詳細設計や有野地区の市道白根三号線路肩改良詳細設計に係る経費として、一千百万円を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

歴史、伝統文化の振興として、国指定史跡「御勅使川旧堤防」を保全し、史跡を訪れる方に、安全で分かりやすく公開するための経費として、八百四十二万五千円を計上しております。

また、学校施設の整備として、若草小学校改築事業の基本計画及び仮設校舎の設計に係る経費として、九百九万七千円を計上しております。

また、児童生徒が安全で快適に学校生活を送るために必要な、学校施設の修繕や教育環境の改善を図るための経費として、一億二千六百九十万五千円を計上しております。

最後に、『未来をひらく経営型行政運営の形成』についてであります。

「ふるさと納税事業」につきましては、返礼品や納税ポータルサイトへの手数料等の経費に加え、新たにふるさと納税カタログを作成し、市の特産品や魅力を、更に発信するため

の経費として、七億四千七百九十五万二千円を計上しております。

以上が、一般会計の歳入歳出予算概要であります。

歳入につきましては、市税、地方交付税のほか、国、県支出金、市債等を見込んでおります。

次に、議案第二十八号、「令和三年度南アルプス市国民健康保険特別会計予算」から議案第四十一号、「令和三年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計予算」までの、十四の特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を百四十七億六千九十一万四千円とし、前年度比三・二パーセントの減となっております。

次に、議案第四十二号、「令和三年度南アルプス市水道事業会計予算」から議案第四十四号、「令和三年度南アルプス市自動車運送事業会計予算」までの、三つの企業会計につきましては、資本的支出の総額を四十一億七千六百十二万七千円とし、支出予算の総額を六十九億二千百六万八千円とするものであります。

以上で、令和三年度、当初予算案についての説明を終わります。

ます。

次に、議案第四十五号、「南アルプス市及び峡南広域行政組合におけるはしご自動車に関する連携協約の締結について」であります。

この案につきましては、消防力の充実強化に向け、峡南広域行政組合消防本部と、はしご自動車の共同整備、共同運用を行うため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定に基づき、南アルプス市及び峡南広域行政組合との間で、はしご自動車に関する連携協約を締結するものであります。

次に、議案第四十六号、「市道路線の認定について」であります。

この案につきましては、開発行為により寄附された四路線と、路線の見直しに伴う六路線を市道認定するものであります。

次に、議案第四十七号、「市道路線の変更について」であります。

この案につきましては、路線の見直しによる十一路線の市道を変更するものであります。

次に、議案第四十八号、「市道路線の廃止について」であります。

この案につきましては、路線の見直しによる一路線の市道を廃止するものであります。

次に、同意案第一号、「教育委員会委員の任命について」であります。

この案につきましては、新たに戸田在住の西海真紀氏にしがいまきを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和三年二月二十六日

南アルプス市長 金丸一元